

[事案 2021-302] 転換契約無効請求

・令和4年10月19日 裁定不調

<事案の概要>

医療保障の保障期間が変わることの説明を受けていないこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年4月に契約した終身医療保険等を令和3年7月に総合医療保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換前契約の担当者に、「医療保障を終身にしたから一生変わらない」と言われていたので、その内容を変更されるとは思っていなかった。募集人も、保障期間が10年定期になることを説明しなかった。
- (2) 申込内容訂正書類を記載する際、設計書を見ておらず、保障金額の変更に不満はあったがサインした。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、転換に際して申立人と2回面談を行っており、設計書を用いて説明しているほか、設計書には医療保険の保障期間が10年であることが明記されており、口頭でも説明している。
- (2) 保障金額訂正時に説明した設計書にも、保障期間が10年定期である旨が記載され、募集人は口頭でも説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が契約内容を説明しなかったとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、転換に際し、申立人のニーズを把握しないまま提案内容を決定しており、設計書作成にあたって、事前に申立人のニーズを確認したとは認定できない。
- (2) 募集人によれば、転換に際し、申立人との面談は1回だけで、30分程度で転換内容の説明と契約手続を行ったと述べているが、この時間内に十分な説明が行われたとは考えづらく、保障期間が今後は10年定期となることやその理由などを、設計書と比較しながら詳細に説明することが望ましかったと言える。